

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ティーガイア 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 竹岡 哲朗 (コード番号 3738 東証第1部) 問合せ先 上席執行役員 経営企画部長 俣野 通宏 (TEL. 03-6409-1010)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月19日開催 予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大および新分野への展開に備えるため、現行定款第2条の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項および第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	(上版は及文印力(め)りより。)
現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と
する。	する。
(1)~(2) (条文省略)	(1)~(2) (現行どおり)
(3) 電気通信設備・機器及びそれらの部品の	(3) 電気通信設備・機器及びそれらの部品の
保守、点検、修理	<u>工事、</u> 保守、点検、修理
(4) 次の商品に関する輸出入業、販売業、販売代	(4) 次の商品に関する輸出入業、 <u>製造業、</u> 販売業、
理店業並びに <u>賃貸業</u>	販売代理店業並びに <u>リース・レンタル業</u>
イ. 電子機械器具、電気通信機器、輸送機械	イ. (現行どおり)
器具、医療用機械器具、工作機械器具、	
事務用機器、光学機器、発電機器、コン	
ピューター	

ロ. 教育機器、スポーツ用具、玩具、遊戯 器具 、雑貨

ハ. 食品、清涼飲料水

ニ. 電子マネー、プリペイドカード、商品券、 映画・演劇・コンサート等のチケット

ホ. 織物、衣料用繊維製品

へ. 上記イ. からホ. に付帯関連する器具・ 機械・ソフトウェア及びそれらの部品

(5)~(20) (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(21)前各号に係るコンサルタント業

(22)前各号に付帯する一切の事業

第3条~第28条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、法令 第 29 条 の定める限度において、取締役の責任を免 除することができる

2 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、法令が定める限度額まで、<u>社外取締役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。

第 30 条~第 38 条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、法令 第39条 の定める限度において、監査役の責任を免 除することができる

2 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、法令が定 める限度額まで、<u>社外監査役</u>の責任を限定 する契約を締結することができる。 ロ. (現行どおり)

ハ. (現行どおり)

ニ. (現行どおり)

ホ. (現行どおり)

へ. (現行どおり)

(5)~(20) (現行どおり)

(21) 電力の販売業およびそれらの代理店業

(22) ガスの販売業およびそれらの代理店業

(23) 前各号に係るコンサルタント業

(24) 前各号に付帯する一切の事業

第3条~第28条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第 29 条 (現行どおり)

2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、法令が定める限度額まで、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>の責任を限定する契約を締結することができる。

第30条~第38条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第 39 条 (現行どおり)

2 当会社は、<u>監査役</u>との間で、法令が定める 限度額まで、<u>監査役</u>の責任を限定する契約 を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日)

以上